

NPO法人 リード 教室規約

I 活動目的

1:本教室は、地域に密着した活動を行い、子ども達がラグビーを通して「楽しい」と感じれる環境や指導を提供し、体力の向上・将来に生きるライフスキル【思いやりの心・積極性・コミュニケーション能力・自律（自立）】の向上を図る。日本ラグビーの発展に努める。

II 活動における規約

1:練習日・時間

- ① 放課後ラグビー教室は火曜日・水曜日を活動日とする。
- ② イベント・行事は土日祝祭日とする。※火曜・水曜日に行く場合も有。
- ③ 週1回を希望する場合は火曜・水曜日のいずれかを選択しその練習に参加する。
- ④ 放課後ラグビー教室の活動日が祝祭日の場合は原則お休みとする。
- ⑤ 第5週目の活動日はお休み。この限りではない場合もある。
- ⑥ 練習時間は黄クラスが50分。青赤クラスが60分とする。状況によって練習時間を前後することもある。

2:練習の中止について

- ① 悪天候・その他グラウンド不良などによって、練習を行えない状況の場合は中止とする。
※天候が微妙な場合は、本教室のHPにて確認し、不明な場合は本教室まで連絡すること。
- ② 練習会場となる施設側の急な事情により使用不可の場合は中止とする。
- ③ その他の都合でやむ得ない理由があった場合。

3:練習の振替について

- ① II-2①と③の条件に限り、1回でも中止となった場合は別の曜日への振替を認める。
その場合は必ず本教室まで通知すること。
- ② 予定表の中でお休みの予定となっている日に振替日を設けることは原則的に行わない。
- ③ 各会員の諸事情による活動日の振替は認めない。ただし、学校行事など学籍する学校の行事等で参加が出来なかった場合は本教室と協議の上、振替をすることを認める場合もある。
- ④ 同月中の違う曜日へ振替可能。同月の最終週の場合は、次月1週目までに振替可。
- ⑤ 火曜・水曜日以外に振替日の設定は基本的には行わない。
- ⑥ 練習中の天候悪化による中止の振替は認めない。
- ⑦ 振替の未消化に関する返金は認めない。
- ⑧ コロナによる振替については、Ⅲ新型コロナウイルスに関する事項にある通り。

4：会費について

- ① 入会金（保険料・事務手数料・年会費含む）： ¥8,000（本体価格）
※本教室に兄弟で入会する場合は2人目以降の入会金を ¥4,000(本体価格)とする。
- ② 年会費 ※継続される会員のみ（保険料・事務手数料含む）： ¥4,000(本体価格)。
※本教室に兄弟で継続する場合は2人目以降の年会費を ¥3,000(本体価格)とする。
- ③ 月会費:週1回：¥4,500（黄クラス） ・ ¥5,000（青赤クラス）
週2回：¥7,000(全クラス)
- ④ 別途イベントや行事参加には別途実費を徴収する。
- ⑤ 月謝納入方法：毎月自動引き落とし。その他のお支払方法を希望の場合は可。
- ⑥ 入会金・初月会費については当教室の口座に納入とする。(※手数料は自己負担とする)
銀行名：大阪シティ信用金庫 店番：111 小阪駅前支店 口座番号:1014022
普通 口座名義：大阪ホビージャパン
- ⑦ 各会員の諸事情で複数回欠席した場合も月謝は支払わなければならない。
- ⑧ II-2 の条件で複数回中止となった場合も月謝は支払わなければならない
- ⑨ 一度支払った全ての会費の返金は認めない。

5：休会

- ① 各会員の都合による諸事情で休会することは原則的には認めない。
- ② 大きな怪我又は病気による休会は認める。休会の場合の月謝は免除とし、在籍費として1か月 500円を支払わなければならない。

6：退会について

- ① 退会を希望する場合は退会希望日の1か月前までに本教室に通知すること。

7：除名

- ① 本教室の会員（親権者）が次の各号の一に該当するに至った場合は、本教室は除名することができる。
 - (1) 本規約に違反したときまたは違反したと判断した場合。
 - (2) 本教室や構成員の名誉や品格を著しく毀損した場合。
 - (3) 本教室の運営を故意に妨害した場合。
 - (4) 正当な理由なく3か月以上会費を滞納し、催促してもこれに応じず、納入しない場合。

8：免責

- ① 会員は、本教室が行う活動において生ずる盗難、事故、傷害等が発生しても、本教室並びにコーチスタッフ等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

Ⅲ：新型コロナウイルス含む感染症関する事項

1：活動への参加

下記の①②③に該当する場合の活動参加は認めない。

- ① 在籍の小学校が新型コロナウイルスの影響で休校（学級閉鎖等）の場合。
（活動日の翌日から学校再開の場合も活動日の参加は認めない。）
- ② 風邪の症状や37.5度以上の熱がある。
- ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。（濃厚接触者にあたる場合）

2：振替

- ① 在籍の小学校が休校（学級閉鎖等）により欠席する場合、同月中の違う曜日へ振替可能。
同月の最終週の場合は、次月1週目まで。
- ② 練習会場校が臨時休校等で練習が中止となった場合の振替は認めない。
- ③ 参加者・同居家族が感染し欠席した場合の振替は認めない。

3：緊急事態宣言等による活動中止

- ① 練習会場校の利用が不可になり、その月の全活動が中止となった場合の振替は認めない。
- ② その月の全活動が中止になった場合の会費は次月へ繰り越し又は請求を行わない。
- ③ 緊急事態宣言等が発令され練習会場校の利用が月途中で中止又は月途中で再開された場合の振替は認めない。
- ④ その月で一週でも活動を行い、その後その月の活動が中止となった場合でもその月の月謝は支払わなければならない。
- ⑤ その月の一週目（火・水曜日いずれかでも）の活動を行い、2週目以降全ての練習が中止となった場合、週2会員は月謝を¥3,500に、週1会員は月謝を¥2,500に減額する。
但し3週目以降の活動が中止となった場合の月謝は通常通りとする。